

# 岡山市公園等照明施設LED化ESCO事業

## 契約書（案）

令和6年9月11日

岡山市

# 契 約 書

- 1 委託事業の名称 岡山市公園等照明施設LED化ESCO事業
- 2 委託番号 [ ]
- 3 履行場所
  - (1) 改修工事等の履行場所 発注者が管理する既設の公園等照明施設の設置場所
  - (2) 管理システム構築等の履行場所 [ ]
- 4 履行期間 令和[ ]年[ ]月[ ]日から  
令和18年3月31日まで
- 5 契約金額
  - (1) 総支払（限度）額 金 \_\_\_\_\_ 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 \_\_\_\_\_ 円)
  - (2) 令和7年度支払（限度）額 金 \_\_\_\_\_ 円
  - (3) 令和8年度以降の年度別支払（限度）額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 5 契約保証金
  - (1) この契約に係る契約保証の種類は、次のうち[ ]とする。  
契約保証の種類
    - ①契約保証金の納付 ②有価証券の提供
    - ③銀行等の金融機関の保証 ④履行保証保険による保証
  - (2) 保証期間 令和[ ]年[ ]月[ ]日から令和18年3月31日まで
- 6 委託事業内容 別添「包括的エネルギー管理計画書」のとおり
- 7 契約条件 「岡山市公園等照明施設LED化ESCO事業契約約款」のとおり

上記の委託事業について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和[ ]年[ ]月[ ]日

発注者 岡山市北区大供一丁目1番1号  
岡山市  
岡山市長 大森 雅夫 印

受注者 (所在地)  
(商号又は名称)  
(代表者氏名) 印

# 岡山市公園等照明施設LED化ESCO事業

## 契約約款

発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、岡山市公園等照明施設LED化ESCO事業（以下「委託事業」という。）について、次の条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第1条 本契約は、乙が行う改修工事等（第4項第5号に定義する。）及び甲に対するESCOサービスの提供に係る甲乙の権利義務その他の条件を定めることを目的とする。

2 本契約は、募集要項等（第4項第14号に定義する。）及び乙の提案書（第4項第9号に定義する。）と一体の契約であり、これらはいずれも本契約の一部を構成する。本契約の規定に基づき、甲と乙の間で別途締結される契約は、いずれも本契約の一部を構成する。

3 本契約、募集要項等及び乙の提案書の内容に矛盾又は齟齬がある場合は、優先順位は列挙された順序に従うものとする。ただし、乙の提案書の内容が募集要項等に定める水準を超える場合には、その限りにおいて乙の提案書が募集要項等に優先する。

4 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「ESCOサービス」とは、乙が自ら行った提案をもとに設計・施工した省エネルギー改修設備等を導入し、設備の維持管理、エネルギー等の削減量の保証及び省エネルギー量効果を把握するための計測・検証等を含むサービスをいう。

(2) 「ESCOサービス料」とは、初期整備費及び維持管理費の金額の合計額であって、契約金額（総支払限度額）をいう。

(3) 「ESCOサービス提供開始日」とは、第7条第1項に基づき定める日とするが、同条第10項に基づき変更された場合には当該変更後の日とする。甲の責めに帰すべき事由により契約条件が著しく不相当となったと認められるときは、乙は、その理由を明示して必要と認められる範囲で契約内容を変更することができる。

(4) 「ESCO設備」とは、ESCOサービスの提供に必要な乙が提案書をもとに設計・施工した省エネルギー改修設備及びESCO設備管理システム等の維持管理を実施する設備をいう。

(5) 「改修工事等」とは、乙がESCOサービスを提供するために実施するESCO設備の設置工事、履行場所の既存設備の改修、更新若しくは補修工事、及び両工事に係る設計、施工、並びに管理システム等の開発をいう。

(6) 「初期整備費」とは、本契約に基づき甲が乙に支払う委託料（消費税及び地方消費税を含む。）のうち、改修工事等に係る対価をいう。

(7) 「維持管理費」とは、本契約に基づき甲が乙に支払う委託料（消費税及び地方消費税を含む。）のうち、ESCO設備の維持管理、エネルギー等の削減量の保証及び省エネルギー量効果を把握するための計測・検証等を含むサービスの部分に係る対価をいう。

(8) 「既存設備」とは、履行場所にある公園等照明施設の灯具及び照明柱その他甲の既存の設備をいう。

(9) 「提案書」とは、乙が甲の委託事業の公募手続において甲に提出した委託事業の実施に係る提案書類一式（甲が当該提案書一式の詳細を明確にするために、本契約の締結

までに事業者提出を求めた資料その他の情報を含む。)をいい、内容の明確化にあたり、甲及び乙が本契約の締結までに確認した事項を含む。

(10)「引渡予定日」とは、令和8年3月31日をいう。

(11)「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、地震、火災、有毒ガスの発生、疾病、感染症その他自然災害又は騒乱、暴動、戦争その他人為的な現象のうち、甲及び乙のいずれの責めにも帰することのできない事由であって、甲又は乙が通常予見できず、又は予見可能な場合において通常必要と認められる注意や予防策を講じても回避できなかったものをいう。

(12)「包括的エネルギー管理計画書」とは、ESCOサービスに必要とする甲の公園等照明施設の改修工事の仕様及び設計図書、施工図、施工スケジュール、許認可、省エネルギー効果、建設費、維持管理費、光熱費の予定削減額、光熱費の保証削減額、ESCOサービス料の支払額の計算方法、ベースライン及びその計算方法、ベースラインの調整方法及び計測・検証方法等、ESCOサービスに関する全ての計画を示す書類をいう。

(13)「法令」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断並びにその他公的機関の定めるすべての規定、判断、措置等をいう。

(14)「募集要項等」とは、令和6年9月11日付け岡山市公園等証明施設LED化ESCO事業募集要項、その他甲が委託事業の公募手続において配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をいう。

5 本契約における期間の定めについては、本契約、募集要項等又は提案書に別段の定めのある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定める所による。

6 本契約の履行に関して、甲乙間で用いる言語は日本語とする。

7 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は日本円とする。また、本契約に基づき支払を要する金額について、本契約所定の方法による計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、募集要項等又は包括的エネルギー管理計画書に別段の定めのある場合を除き、計量法（平成4年法律第51条）に定めるところによるものとする。

9 本契約は、日本国の法令に準拠するものとし、本契約に関する訴訟については、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### (契約の保証)

第2条 乙は、本契約の締結と同時に、次の各号に掲げる保証のうちいずれか一の保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証

(4) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結  
2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(本項及び第5項において「保証の額」という。)は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

3 乙が第1項第3号又は第4号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第21条第1項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 契約金額に1割を超える増減額変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1以上となるまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

6 本契約は、契約保証の期間を分割することができる。この場合において、前保証期間の終期までに保証期間を更新した契約保証を提供しなければならない。

7 前項の規定により更新した後の契約保証金の額は、契約金額から既済部分に対する代価を控除して得た額の10分の1以上とすることができる。

8 第6項の規定により保証期間を更新した契約保証を提供した場合は、変更契約書を作成の上、甲乙双方記名押印しなければならない。

(権利義務譲渡の制限)

第3条 乙は、甲の承諾を得ないで、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

2 乙は、甲の承諾を得ないで、本契約によって生じる甲に対する債権を担保の用に供してはならない。

(再委託の禁止等)

第4条 乙は、委託事業の全部又はその大部分の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、委託事業の一部を第三者に委任又は請け負わせようとする場合に、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、委任又は請け負わせる業務の内容その他甲が必要とする事項を、書面をもって甲に通知し、その承諾を得なければならない。係る承諾を得て第三者に委託事業の一部の委任又は下請けを行う場合、乙は、甲に対し、当該第三者による委託事業の履行責任を負うものとする。

(秘密を守る義務)

第5条 甲及び乙(乙については前条第2項に規定する受任者又は下請負人を含む。)は、本契約又は委託事業に関連して知り得た情報(以下「秘密情報」という。)を秘密として

取り扱い、本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の書面承諾なしに第三者に開示してはならず、また、本契約の目的以外のために利用してはならない。

2 次の各号に含まれる情報は、秘密情報の受領者たる甲又は乙が書面によってその根拠を立証できる場合に限り、前項の秘密情報に含まれないものとする。

(1) 開示を受けたときに既に保有していた情報

(2) 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

(3) 開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報に関係なく自ら独自に取得し、又は創出した情報

(4) 開示を受けたときに既に公知であった情報

(5) 開示を受けた後、自らの責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報

3 第1項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する書面通知により、秘密情報を開示することができる。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(2) 法令に従い開示が要求される場合

(3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(4) 委託事業に関し甲に起用されたアドバイザーに開示する場合

4 甲は、前3項の規定にかかわらず、委託事業に関して知り得た行政情報について、法令に従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

5 前各項の規定は、履行期間終了後又は本契約の解除後においても、同様とする。

(善管注意義務)

第6条 乙は、本契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこれをするべき責めを負う。

(ESCO設備の施工等)

第7条 乙は、自己の負担において、募集要項等、提案書及び包括的エネルギー管理計画書に基づき、本契約締結以降令和8年3月31日までの間に改修工事等を完了し、令和8年4月1日から履行期間満了日までESCOサービスを甲に提供するものとする。

2 乙は、改修工事等を行うに当たっては、改修工事等による一般交通への危険及び渋滞の防止、歩行者の安全等を図るため、道路管理者及び所轄警察署長の指示に従い、必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、監理技術者を設置し、当該技術者を工事期間中、履行場所に常駐させ、同者に改修工事等の管理を行わせるほか、本契約に基づく乙の改修工事等に係る一切の権限を行使させるものとし、その氏名その他必要な事項を書面により甲に通知しなければならない。監理技術者を変更したときも同様とする。

4 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち監理技術者に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなけ



ればならない。

- 5 乙は、改修工事等の施工等に必要の関係法令に基づく許可等を得ること及び検査を受けることに関する一切の責任を負うものとする。
- 6 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- 7 乙は、自らの責任と費用において、改修工事等を行うために一時的に必要となる資材置き場を確保するものとする。
- 8 乙は、履行場所又はESCO設備に緊急事態が発生したときは、これに対応するため、甲に通知の上、履行場所内に立ち入ることができる。
- 9 不可抗力により履行場所若しくは委託事業に関連する甲の既存設備に損害を生じ、又は履行場所の状態が変動したため、乙が改修工事等を施工できないときは、甲は、改修工事等の中止内容を直ちに乙に通知して、改修工事等の全部又は一部の施工を一時中止させるものとする。
- 10 甲は、前項の規定によるほか、履行場所における甲の業務運営に支障があると認めるときは、改修工事等の中止内容を乙に通知して、改修工事等の全部又は一部の施工を一時中止させることができるものとする。
- 11 前2項の規定により改修工事等の全部又は一部の施工が一時中止された場合には、第1項の規定にかかわらず、乙は引渡予定日又はESCOサービス提供開始日の変更について甲に協議を申し入れることができるものとする。係る申し入れがあった場合には、甲乙は誠実に協議を行い、各日を変更することができるものとする。

(維持管理等)

- 第8条 乙は、ESCO設備の維持管理責任を負い、募集要項等、提案書及び包括的エネルギー管理計画書に基づき、ESCO設備の維持管理及び修理を行うものとし、これに係る費用は乙が負担する。ただし、甲の過失により生じたESCO設備の修理に係る費用については、甲がこれを負担する。
- 2 前項に規定する包括的エネルギー管理計画書には、省エネルギーを目的とし、同時に交通の安全性や人間の快適性のニーズを満たすような適切な操作を行うための操作、維持、調整、変更方法を示す内容が含まれていなければならない。
  - 3 乙は、甲に最適なESCOサービスを提供できるよう、ESCO設備の維持管理を工夫するものとする。
  - 4 乙は、甲の了解を得て、委託事業に関連する甲の既存設備等履行場所の状況について調査することができるものとする。
  - 5 乙は、第10条第1項の規定による通知を受けたときは、直ちにESCO設備等の点検を行い、ESCOサービスの提供に支障をきたさないよう、復旧、調整等を行わなければならない。
  - 6 乙は、委託事業に関連する甲の既存設備のより効果的な維持管理について、甲に助言

を行うことができるものとし、甲は、当該助言を尊重するものとする。

7 甲は、乙の承諾なしに、ESCO設備の増設又は改造を行ったり、そのいずれかの部品の取り替え、又は撤去を行ったりしないものとする。

8 乙は、甲の公園等照明施設の性能を従来どおり維持する。

(保険)

第9条 乙は、ESCO設備につき、自己の負担において次に掲げる保険に加入する。

[ ]保険、[ ]保険及び[ ]保険

(甲の通知義務)

第10条 甲は、ESCO設備の故障又は不具合を発見したときは、速やかに乙に通知するものとする。

2 甲は、引渡予定日の属する月の翌月以降、毎月、乙に対し、改修工事等に係る履行場所に係る光熱費の実績をその翌月に通知するものとする。

(ベースラインの算出)

第11条 ESCOサービスによる削減対象とする1年間の光熱費の基準額（以下「ベースライン」という。）は令和5年6月1日から令和6年5月31日までの1年間に委託事業の対象たるESCO設備について甲が支払った光熱費及び維持管理費の実績をもとに算出して得た額とし、金 \_\_\_\_\_ 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

(削減予定額及び削減保証額等)

第12条 ESCOサービスによる甲の光熱費削減予定額（以下「削減予定額」という。）は、金 \_\_\_\_\_ 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

2 ESCOサービスの提供により、乙が甲に対し最低限保証する光熱費削減額（以下「削減保証額」という。）は、削減予定額以下の範囲で令和8年度以降の年度別支払（限度）額を超える額とし、金 \_\_\_\_\_ 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

(ベースライン等の調整)

第13条 第11条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める当事者は、相手方に対してその合理的な根拠を示す資料を示してベースライン、光熱費支出額及び削減保証額（以下「ベースライン等」という。）の調整を求めることができる。

(1) 気象、履行場所のESCO設備の稼働状況等に著しい変更が生じたとき又は光熱費の単価に変更が生じた場合：甲及び乙

(2) 消費税率若しくは固定資産税が変更され又は新税が導入された場合：乙

なお、疑義を避けるために付言すると、法人税等の収益目的税に関する税制が変更さ

れた場合にはベースライン等は修正されない。

- 2 前項に基づく調整請求があった場合、甲及び乙は、包括的エネルギー管理計画書に則ってベースライン等を修正するべく誠実に協議し、修正後のベースライン等について合意するものとする。

(ESCOサービス料の算出等)

第14条 委託事業の対価として甲が乙に支払うESCOサービス料のうち、初期整備費は、本契約に定める令和7年度支払(限度)額を上限として、改修工事等の実績をもとに算出した金額とする。

- 2 ESCOサービス料のうち、ESCO設備の維持管理、エネルギー等の削減量の保証及び省エネルギー量効果を把握するための計測・検証等を含むサービスの部分の金額(以下「維持管理費」という。)は、本契約に定める令和8年度以降の年度別支払(限度)額を上限として、改修工事等の実績をもとに算出した維持管理費(以下「年度別支払額」という。)とする。ただし、ベースラインから甲が当該年度に要した委託事業の対象たる公園等照明施設に係る光熱費を差し引いた額(以下「実削減額」という。)に応じ、次に掲げる金額とする。

(1) 実削減額が削減保証額以上のときは、年度別支払額とする。

(2) 実削減額が削減保証額未満のときは、削減保証額から実削減額を減じて得た金額(以下「削減保証額不足分」という。)を年度別支払額から減じて得た金額とする。ただし、当該金額が負の値の場合は、年度別支払額を金0円とする。

- 3 乙は、前項第2号の金額が負の場合は、当該負の金額の絶対値に当たる金額を甲に支払わなければならない。

- 4 乙は、甲の指定日までに前項に定める金額の支払いができない場合には、当該指定日の翌日から支払の日(各日を含む。)までの日数に応じ、当該支払金につき、岡山市契約規則(平成元年11月1日施行)第51条の3第3項に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息を加算して甲に支払うものとする。

(検査及び引渡し)

第15条 乙は、改修工事等が完了したとき、完了届を甲に提出し、その検査を受けなければならない。また、ESCOサービス提供開始日以降にあっては、令和8年10月末日以降6か月ごとに完了届を甲に提出し、その検査を受けるとともに、毎年度終了後、ESCOサービスに係る報告書(以下「ESCOサービス事業報告書」という。)を甲に提出し、その検査を受けなければならない。

- 2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員は、前項の規定による完了届を受理した日から10日以内に、乙の立会いの上、募集要項等及び包括的エネルギー管理計画書に基づき業務の完了を確認するための検査を行うものとする。ただし、乙の立会いが得られないときは、乙の立会いなしで検査を行うことができるものとする。

- 3 甲は、改修工事等の完了を確認した後、引渡予定日において乙からESCO設備の引渡し

を受ける。

- 4 乙は、ESCO設備の引渡しの遅延が見込まれる場合は、引渡予定日の30日前までに、当該遅延の原因及びその対応方法を甲に通知しなければならない。
- 5 乙は、業務が第2項の検査に合格しないときは、乙の負担にて直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。
- 6 第1項に定めるESCOサービス事業報告書に疑義が認められた場合、甲は、双方協議の上、第三者に計測・検証業務を業務委託することができる。係る場合に乙の報告に誤りがなかったときは甲が、誤りがあったときは乙が、当該業務委託に要した費用を負担する。

(ESCOサービス料の請求及び支払)

- 第16条 乙は、当該年度に係る前条第1項の検査に全て合格した場合（前条第5項後段の場合を含む。）、改良工事等については前条第3項の引渡し後、ESCOサービスについては毎年度、第14条第1項又は同条第2項の規定に基づき初期整備費又は当該年度の維持管理費を算定の上、速やかに当該金額を甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の請求があったときには、乙から提出された請求書を受理した日から30日以内（以下「支払期間」という。）に当該請求書に係るESCOサービス料を乙に支払わなければならない。
  - 3 甲は、支払期間内にESCOサービス料を支払うことができないときは、支払期間満了日の翌日から支払の日（各日を含む。）までの日数に応じ、当該未支払金額につき、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に定める支払期間満了日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
  - 4 甲は、第2項の規定により受理した請求書の内容の全部又は一部に契約の内容に適合しないものを発見したときは、その内容を明示して、当該請求書を乙に返付することができる。この場合、当該返付した日から、乙からの是正した請求書を受理した日までの期間は、支払期間に算入しないものとする。なお、請求書の内容の不適合が乙の故意又は重大な過失によるときは、当該請求書の提出は無効とする。

(契約不適合責任)

- 第17条 甲は、乙に対して、ESCO設備が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、ESCO設備の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
  - 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求す

ることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第18条 甲は、第15条の規定によるESCO設備の引渡しの日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、契約金額の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 甲は、ESCO設備の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡されたESCO設備の契約不適合が甲の指示により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその指示の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(損害賠償)

第19条 乙は、委託事業の実施に関し、自己の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合には、甲又は当該第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。

2 甲は、自己の責めに帰すべき事由によりESCO設備に損害を与えた場合及びその結果第

三者に損害を与えた場合は、乙又は当該第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。

- 3 前2項に規定する損害のうち、甲乙双方に過失が認められる場合においては、甲乙共同してその損害を賠償するものとし、その賠償に要する経費の負担割合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。
- 4 第9条の規定により付された保険等により損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前3項に定める損害額から控除する。

(甲の契約解除権)

第20条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なしに、本契約の履行に着手しないとき。
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により、第7条第1項に規定する期間内に改修工事等を完了する見込みがないとき、又は第7条第1項に規定する期日までに乙のESCOサービスが開始される見込みがないことが明らかとなったとき。
- (3) 乙が本契約に違反し、その違反によって本契約の目的を達成することができないことが明らかになったとき。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。
- (5) 第21条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- (6) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は委託契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - オ 役員等が、暴力団関係法人等（暴力団、暴力団関係者（暴力団員、集团的若しくは

常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等をいう。)であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

ク 入札、随意契約のための見積り及び契約の履行に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に届け出なかったとき。

(7) 契約の締結又は履行に当たって不正の行為があったとき。

(8) 契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。

(9) 甲から岡山市指名停止基準別表第7項第1号ア、同項第2号ア、第8項第1号又は第9項のいずれかに該当することを理由として指名停止されたとき。

(10) 乙の責めに帰すべき事由によらず、近隣住民からの要望又は行政手続の不備等により委託事業の継続が困難と判断されるとき。

2 乙は、前項第1号から第9号の規定により本契約を解除されたときは、契約金額の総支払(限度)額(乙が既に履行した部分に相当する金額を除く。)の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、前項第10号の理由により本契約が解除されたときはこの限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、第1項第1号から第9号のいずれかの事由により甲に生じた損害の額が前項に規定する違約金の額を超える場合には、甲は、乙に対し、その超過分につき賠償を請求することができる。

#### (乙の契約解除権)

第21条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。ただし、各号に該当する場合、乙は、甲と協議の上、本契約の全部又は一部の解除、若しくは第24条第1号の規定による契約内容の変更のいずれかを決定するものとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事由により改修工事等又はESCOサービスの提供が著しく損なわれ、かつ、乙に著しい損害が発生すると認められるとき。

(2) 甲の責めに帰すべき事由又は甲による本契約の違反により、改修工事等又はESCOサービスの提供が不可能となったとき。

#### (甲による契約解除後の処理)

第22条 第20条第1項第1号から第3号の規定により、本契約が解除された場合、乙は、甲に対し、委託事業を引き継ぐ新たな事業者を紹介する。甲が委託事業を引き継ぐ新たな事業者を決定した場合には、乙は、自らの費用により、当該事業者に委託事業を引き継ぐものとする。

2 ESCO設備の引渡し前に第20条第1項第4号の規定により本契約が解除された場合、甲及び乙は共同して当該解除時までに生じた改修工事等又はESCOサービスの提供に係る費用を負担するものとし、その負担割合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(乙による契約解除後の処理)

第23条 ESCO設備の引渡し前に第21条第1号又は第2号の規定により本契約が解除された場合、甲及び乙は共同して当該解除時までに生じた改修工事等又はESCOサービスの提供に係る費用を負担するものとし、その負担割合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

2 乙は、甲が前項の措置を行った後、乙にさらに損害が発生するときは、甲に対し、その賠償を求めることができる。

(契約の変更)

第24条 本契約締結後、委託事業の対象たるESCO設備の一部変更、制度の変更、第三者から受けた損害、不可抗力により契約の履行が著しく不適當となったと認められるときは、次のいずれかによることとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事由により契約条件が著しく不適當となったと認められるときは、乙は、その理由を明示して必要と認められる範囲で契約内容を変更することができる。

(2) 前号の場合であって、乙に著しい損害が発生する場合は、甲乙協議の上契約内容を変更し、さらに乙に発生する損害を甲が負担する。

(3) 乙の責めに帰すべき事由により契約条件が著しく不適當となったと認められるときは、甲は、その理由を明示して必要と認められる範囲で契約内容を変更することができる。

(4) 前号の場合であって、甲に著しい損害が発生する場合は、甲は契約内容を変更することができ、さらに甲に発生する損害を乙が負担する。

(5) 甲乙双方の責めによらない事由、又は第三者の責めに帰すべき事由により契約条件が著しく不適當となったと認められるときは、甲乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(6) 急激な物価の変動又は不可抗力により契約条件が著しく不適當となったと認められるときは、甲乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(契約の終了)

第25条 本契約は、契約締結日からその効力を生じ、令和18年3月31日をもって終了する。



- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき、その他銀行取引停止処分を受けたとき、本契約を終了させることができる。
- 3 前項の規定により本契約が終了した場合、乙は、甲に対し、委託事業を引き継ぐ新たな事業者を紹介する。甲が委託事業を引き継ぐ新たな事業者を決定した場合においては、乙は、自らの費用により、当該事業者に委託事業を引き継ぐものとする。

(不可抗力)

第26条 不可抗力により、本契約に基づく義務の全部若しくは一部の履行ができなくなったとき又は損害を生じたときは、乙は、その事実の発生後ただちに履行不能の内容及び理由並びに損害の状況を甲に通知しなければならない。

- 2 乙は、前項の通知を行った日以降、履行不能の状況が継続する期間中、履行不能となった業務に係る履行義務を免れる。
- 3 甲は、乙から第1項の通知を受けたときは、速やかに乙と事業の継続に関する協議を行い、事業の継続についての対応を定める。ESCO設備の引渡し前に、協議により事業を継続しないこととなった場合、甲及び乙は共同して当該解除時まで生じた改修工事等又はESCOサービスの提供に係る費用を負担するものとし、その負担割合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(不可抗力による損害)

第27条 ESCOサービスの提供開始前に、不可抗力により改修工事等に係る工事目的物、仮設物又は改修工事等の施工場所に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、甲及び乙は共同して当該損害による費用（乙の責めに帰すべき事由によるもの及び第9条の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）を負担するものとし、その負担割合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

- 2 不可抗力によりESCO設備に損害が生じたときは、甲及び乙は共同して当該損害による費用を負担するものとし、その負担割合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。ただし、火災、落雷、破損、盗難、雪害、風害、いたずら・破壊行為、台風等による洪水・高潮・土砂崩れ等の水害、車輛の接触・衝突又は電氣的・機械的事故等、偶然・外来かつ急激な事故によりESCO設備に生じた損害は乙の負担とする。
- 3 不可抗力により委託事業に関連する甲の既存設備に損害が生じたときは、当該損害による費用は甲の負担とする。

(不可抗力による甲の契約解除権)

第28条 不可抗力により委託事業に関連する甲の既存設備に損害が生じ、甲がこれを修繕できず、乙による業務の履行が不可能となった場合は、甲乙協議の上、甲は本契約の全部または一部を解除することができる。

2 前項の規定により本契約が解除された場合、甲及び乙は共同して当該解除時まで生じた改修工事等又はESCOサービスの提供に係る費用を負担するものとし、その負担割合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(法令の遵守)

第29条 乙は、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、環境基本法(平成5年法律第91号)、大気汚染防止法(昭和38年法律第97号)、その他関係法令を遵守するとともに、法令上、委託事業に関して乙が負うべき全ての責任を負う。

(談合その他の不正行為の場合における賠償金)

第30条 乙は、本契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、甲に対し、本契約による契約金額の100分の20に相当する額を甲が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。当該契約が完了した後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)又は第7条の9第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 独占禁止法第77条の規定による抗告訴訟において、乙の訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 乙(乙が法人の場合にあつては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、談合により生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき甲が乙に賠償請求することを妨げるものではない。

3 乙が第1項の規定に基づく損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲はその支払わない額に当該指定する期間を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を乙から徴収するものとする。

4 第1項の規定に該当する場合においては、甲は契約を解除することができる。

(個人情報保護)

第31条 乙は、本契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を遵守しなければならない。

(紛争の解決)

第32条 本契約に関連する紛争が甲乙間に生じたときは、甲及び乙は、双方の協議により決定した者に仲裁を依頼し、その裁定に従うものとする。この場合、紛争解決のために要する費用は、双方平等に負担する。

(疑義等の決定)

第33条 本契約に定めのない事項又は本契約に関して疑義が生じたときは、信義誠実の原則に従い、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

## 市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書

岡山市（以下「甲」という。）と[ ]（以下「乙」という。）は、令和[ ]年[ ]月[ ]日付けで締結した岡山市公園等照明施設 LED 化 ESCO 事業に係る委託契約（以下「本契約」という。）に基づいて取り扱う、市の保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）を適正に管理し、もって市民の基本的な人権を擁護するため、岡山市個人情報保護条例（平成 12 年市条例第 34 号。以下「条例」という。）に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（受注者の責務）

**第 1 条** 乙及び本契約に基づく業務に従事する者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、保有個人情報に関して条例第 18 条に定める「受注者の責務」を負う。

2 乙は、保有個人情報の適正管理について最大限の注意を払い、漏えい及び毀棄等の事故を防止するための対策を講じなければならない。

（責任者の指定）

**第 2 条** 乙は、保有個人情報を適切に管理するため、個人情報受託管理責任者（以下「責任者」という。）を置く。

2 責任者は次に掲げる者とする。

職 名 [ ] 氏 名 [ ]

3 責任者は、保有個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（研修・教育の実施）

**第 3 条** 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、保有個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を実施しなければならない。

（個人情報の守秘義務）

**第 4 条** 乙及び乙の従事者は、保有個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。

（再委託の禁止）

**第 5 条** 乙は、保有個人情報の取扱いの委託の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、本契約において再委託が認められており、かつ、あらかじめ次に掲げる事項を記載した書面により申請し、甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

(1) 本契約の名称

(2) 再委託先名（住所、商号又は名称及び代表者職氏名）

(3) 再委託する理由

(4) 再委託契約の内容（契約年月日、履行場所及び委託期間）

(5) 再委託して処理する内容

(6) 再委託先が取り扱う個人情報

2 前項の書面には、乙と再委託先との間で本覚書に準じて締結する予定の個人情報の取扱委託に関する覚書の案を添付しなければならない。

（不正利用等の禁止）

**第 6 条** 乙及び乙の従事者は、保有個人情報を不正に利用し、又は毀棄等をしてはならない。

(外部への提供の禁止)

**第7条** 乙及び乙の従事者は、保有個人情報を、乙の他の従事者（担当以外の者）及び部外者に提供してはならない。

(収集の禁止)

**第8条** 乙及び乙の従事者は、本契約に基づいて個人情報を収集する場合は、受託業務の範囲を超えて収集してはならない。

(複写等の禁止)

**第9条** 乙及び乙の従事者は、保有個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(記録の搬送等)

**第10条** 乙及び乙の従事者は、保有個人情報を搬送等するときは、保有個人情報の飛散等の流出事故を想定したうえで、安全・確実に行わなければならない。

(保有個人情報の返却)

**第11条** 乙は、保有個人情報を乙において保管する必要がなくなったときは、速やかに甲に返却しなければならない。

(事故の報告)

**第12条** 乙は、保有個人情報に関し事故が発生したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(罰則等の周知)

**第13条** 乙は、保有個人情報を不正に取り扱った場合の罰則適用（条例第24条、第24条の2及び第25条）について、乙の従事者に周知し、徹底させなければならない。

(特定個人情報等)

**第14条** この覚書において適用される個人情報に特定個人情報等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号及び同条第8項に規定する特定個人情報を指す。）が含まれる場合は、別に「市の保有する特定個人情報等の取扱委託に関する覚書」を締結しなければならない。

2 前項により締結された「市の保有する特定個人情報等の取扱委託に関する覚書」は、この覚書に優先するものとする。

(その他)

**第15条** この覚書について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。

上記合意の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和[ ]年[ ]月[ ]日

委託者 甲 岡山市北区大供一丁目1番1号  
岡山市  
岡山市長 大森 雅夫 印

受注者 乙 住所  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

(市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書第5条第1項に規定する書面)

令和 年 月 日

市の保有する個人情報の取扱委託の再委託承認申請書

岡 山 市 長 様

受注者 住所  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

令和 年 月 日付けで岡山市と受注者との間で締結した委託業務について、個人情報の取扱いの(全部・一部)を下記のとおり再委託したいので申請します。

記

1 本契約の名称	岡山市公園等照明施設 LED化 ESCO 事業	
2 再委託先名	住 所	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	
3 再委託する理由		
4 再委託契約の内容	契約年月日	
	履 行 場 所	
	委 託 期 間	
5 再委託して処理する内容		
6 再委託先が取り扱う個人情報	特定個人情報等の取扱いの有無 ( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 )	

※ 再委託先と締結する予定の個人情報の取扱委託に関する覚書の案を添付すること。

※ 特定個人情報の取扱いを含む再委託の場合には、本申請書とは別に、「市の保有する特定個人情報等の取扱委託の再委託許諾申請書」を提出すること。

(市の保有する個人情報の取扱委託の再委託承認申請に対する承認通知書)

第 号  
令和 年 月 日

市の保有する個人情報の取扱委託の再委託承認通知書

受注者 住所  
商号又は名称  
代表者職氏名 様

岡山市長 印

令和 年 月 日付けで申請のあった岡山市公園等照明施設 LED 化 ESCO 事業における岡山市の保有する個人情報の取扱いの(全部・一部)を再委託することについて、承認したので通知します。

なお、再委託先と「個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結した際には、その写しを提出してください。